

**TAC** 弁理士講座

令和元年度

# 論文式試験模範答案例

—意匠法—

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

## ■意匠法 第1問

### 1. 【問題I】について

- ・類似する意匠が存在する場合の出願についての理解を問う。
- ・秘密意匠制度の理解について問う。

### 2. 【問題II】について

- ・意匠法の存在意義についての理解を問う。
- ・特許出願／商標登録出願から意匠登録出願への変更可否についての理解を問う。

## ■令和元年度 論文式試験 模範答案例（意匠法）

【問題 I】について
1. 関連意匠出願（10条）
意匠Bが意匠Aの形状に修正を加えて創作されていることから、意匠Aと意匠Bが類似するか否かについて注意すべきである。意匠Bについて通常の出願（6条）をした場合、登録意匠Aを先願とする9条1項の拒絶理由を有するためである（17条1号）。
上記拒絶理由を回避するため、甲は、意匠Bについて意匠Aを本意匠とする関連意匠出願をすべきである（10条1項）。なお、甲は、意匠Aについての意匠公報の発行日前までに出願すべき点に留意する（10条1項）。
なお、意匠Aと意匠Bが類似しない場合、甲は、通常の出願（6条）をすべき点に注意する。類似しない意匠について意匠登録出願をした場合、拒絶理由を有するためである（10条1項、17条1号）。
2. 新規性喪失の例外の適用（4条）
甲は、新規性または創作非容易性の拒絶理由を有する可能性について注意すべきである（3条1項3号、3条2項、17条1号）。意匠Aにかかる物品の販売により、意匠Bが公知になっているからである
上記拒絶理由を回避するため、甲は、新規性の喪失の例外の適用を受けるべきである（4条2項）。この場合、甲は、令和元年5月8日から1年内に（同条2項）、本適用を受けようとする旨を記載した書面を出願と同時に特許庁長官に提出し（同条3項）、証明書を出願から30日以内に特許庁長官に提出すべきである（同条3項）。
3. 秘密意匠（14条）

意匠Bに係る物品の販売を2年後に予定していることから、甲は、販売前に当該物品が公知にならないように注意すべきである。意匠は物品の美的外観であるため、極めて模倣され易く、また、流行性の観点から短期間で存在価値を失ってしまうものも多いためである。

そこで、甲は、意匠Bについて秘密意匠制度を利用するべきである（14条）。これにより、意匠Bについての実施時期と公表時期との整合をとることができる。

この場合、甲は、出願をするに際して、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、意匠Bを秘密にすることを請求すべきである（14条1項）。その際、甲は秘密意匠に係る所定の書面を出願と同時に特許庁長官に提出すべきである（同条2項）。

#### 【問題Iについて以上】

#### 【問題II】について

##### 1. 意匠法の意義

（1）意匠法は美感の面からアイデアを把握し、これを保護しようとするものであるが特許法は技術的思想の創作でありその側面からの保護を目的としている。すなわち、特許法と意匠法とでは保護の方法が異なる。

いずれも創作物を保護するため登録の要件として新規性、創作非容易性等が要求される点で共通する（意3条1項1号、2号、特29条1項、特同条2項）。一方、特許法では、技術的思想の創作を特許請求の範囲の記載に基づいて保護する点に対し、意匠法では、同一の範囲が狭い物品の美的外観を類似範囲まで広げて保護する点で異なる（特70条1項、特36条6項、3条1項3号、23条、24条）。

(2) 意匠権と商標権とは工業所有権であるという点で共通するが、保護の対象が異なる。
意匠法が美的な創作を保護するものであるのに対し、商標法の保護対象は商標を使用する者の業務上の信用である。業務上の信用と無関係なものは意匠であっても商標ではなく、視覚を通じて美感を起こさせることができないものは商標ではありえてもそれについて意匠登録を受けることができない。
意匠法では、視覚を通じて美感を起こさせないものは、意匠登録を受けることができない（3条1項柱書、17条1号）。商標は意匠と違って創作物ではなく登録要件として新規性や創作非容易性が求められず、識別力等を有する商標については商標登録を受け得る（商3条、商4条、商15条1号）。ただし、商標の諸機能を発揮させないような商標は、業務上の信用が化体しないため、商標登録を受けられない（商3条1項各号、商15条1号）。
2. 特許出願から意匠登録出願への変更について
特許出願から意匠登録出願への変更は認められる（13条1項）。
ある新しい形狀の発明をしてそれが技術的に効果があるものと考えて特許出願をした出願人が、その形狀の美的な面について意匠登録を受けようとする場合が想定されるからである。
3. 立体的形狀の商標登録出願から意匠登録出願への変更について
商標登録出願から意匠登録出願への変更は、意匠法上規定されておらず、認められない。意匠法と商標法では保護の対象が異なるため、出願人が出願時の保護対象を変更することは想定されないからである。

以上

